

iTrust 電子署名用証明書加入契約書

発効日:2022年12月9日

サイバートラスト株式会社(以下、「当社」という。)における、iTrust 電子署名用証明書加入契約(以下、「本契約」という。)は、iTrust 電子署名用証明書(暗号方式、署名方式および鍵長の別を問わず、当社の商標たるiTrustをその商品名に含む電子文書への電子署名用証明書をいい、以下、特段の規定がない限り「証明書」という。)の申請を行い、iTrust 電子署名用認証局Certification Practice Statement(認証局運用規程)(以下、「CPS」という。)および本契約に基づき証明書を利用するもの(以下、「加入者」という。)と当社との間で締結されるものとする。加入者は、証明書を申請する前に本契約を必ず読み、これに同意するものとする。本契約はiTrust 電子署名用証明書の申込書(電磁的記録によるものを含み、以下、「申込書」という)が当社へ提出されたときから、加入者を拘束するものとする。なお、CPSは、本契約の一部を構成するものとする。

当社および加入者は、法的に拘束されることを意図し、次のとおり合意する。

第1条 定義

本契約において別段の定義がなされていない限り、本契約においては、以下の用語は以下の意味で用いられるものとする。

- (1) 「Adobe Approved Trust List(「AATL」)」とは、アドビシステムズ社が認定した信頼できるルート認証局証明書の一覧を意味する。
- (2) 「HSM」とは、Hardware Security Module(秘密鍵暗号モジュール)をいい、本契約では、証明書の秘密鍵の生成、保管、使用等において、セキュリティを確保する目的で用いられる、AATL要件(FIPS 140-2 レベル2以上)を満たした装置を意味する。
- (3) 「HSMタイプ」とは、加入者がHSMにて秘密鍵を生成し、その秘密鍵に対応する公開鍵を含む証明書を当社が発行する形態を意味する。
- (4) 「USBトーケンタイプ」とは、当社が証明書および秘密鍵をFIPS140-2レベル2以上の規格を満たしたUSBトーケンに格納して納品する形態を意味する。
- (5) 「FIPS 140-2」とは、Federal Information Processing Standards 140-2をいい、秘密鍵暗号モジュールに関するセキュリティ要件の仕様を規定する米国連邦標準規格をいう。なお、同規格では、セキュリティ要件によりレベルを1(最低)～4(最高)に分類している。
- (6) 「申請代行者」とは、法人向け証明書の場合に加入者の名において申請を行う者であり、CPSに定める手続き担当者のうち加入者の外部の者から選任された者をいう。
- (7) 「本ウェブサイト」とは、当社のウェブページ(<https://www.cybertrust.co.jp/>)をいう。
- (8) 「販売パートナー」とは、当社との契約に基づき証明書を販売する法人または団体その他の組織をいう。なお、販売パートナーが自己利用を目的に証明書を申請する場合においては、加入者となる。
- (9) 「本サービス」とは、証明書その他本契約に基づき当社が加入者に対して提供する一切のサービスの総称である。

(10) 「タイムスタンプサービス」とは、当社からUSBトークンタイプを利用する加入者に対し、タイムスタンプを提供するサービスを意味し、「本サービス」には含まれない。

第2条 発行、費用

1. 証明書は、加入者または申請代行者が当社提出の見積書等の内容を確認したうえ証明書に関する必要事項をすべて記入(または入力)し署名した申込書を提出し、当社が当該申込書を受領後行う審査によって拒絶を受けないことを条件に発行される。
2. 当社は、加入者がCPSに定める用途にのみ利用するものとして証明書を発行するものとする。
3. 申請代行者により、申込書の手続きが行われた場合には、冒頭の記載にもかかわらず、本契約は加入者の他、申請代行者をも法的に拘束するものとする。
4. 当社による証明書の受領方法を知らせる通知(電子メール等の電磁的方法によるものを含む)が加入者または申請代行者に到達した時点で申込書に対する当社の承諾があったものとみなす。
5. 加入者または申請代行者は、別途定める本サービス利用料(付随する費用含む)を当社指定の方法により支払うものとする。ただし、加入者が販売パートナーを通じて、証明書を購入した場合は、当該販売パートナーと加入者との契約に従うものとする。
6. タイムスタンプサービスについては、当社はこれをUSBトークンタイプを利用する加入者に対して無償で提供する。ただし、当社は本タイムスタンプサービスの有償化の権利を留保する。また、無償でのタイムスタンプサービスの利用は加入者あたり月50件までとする。加入者は、その制限を超えて利用する場合は、当社と協議のうえ、追加料金を支払うものとする。追加料金を支払わず制限を超えた利用を続けた場合は、第3条に定めるように、当社の判断において、当社は何らの責任を負うことなく、加入者のタイムスタンプサービスの利用を停止することができるものとする。

第3条 使用・目的・制限

加入者は、CPSの定める条件に従い、証明書を利用するものとする。証明書の利用にあたっては、使用する個人または、法人の単位ごとに証明書を購入し、利用することができるものとする。

タイムスタンプサービスの利用にあたっては、加入者自らの証明書による電子署名を付した電子文書に対してのみ利用することができるものとする。なお当社が合理的に必要と判断する場合、当社は何らの責任を負うことなく、加入者のタイムスタンプサービスの利用を停止することができるものとする。

第4条 当社の役割および義務

当社は証明書を発行するにあたり、認証局としての役割を果たし、CPSに定める認証局の義務を履行するものとする。

当社はUSBトークンタイプを利用する加入者にタイムスタンプサービスを提供する。

第5条 加入者の役割および義務

1. 加入者および申請代行者は、証明書およびタイムスタンプサービスを利用するにあたり、以下の義務を負う

ものとする。

- (1) 証明書の申請時における真正かつ正確な情報提供を行うこと
 - (2) 証明書および秘密鍵の用途の遵守
 - (3) 公序良俗に反する電子文書で証明書およびタイムスタンプサービスを利用しないこと
 - (4) 法人向け証明書については、証明書に含まれる組織単位名(OU)にCPSに規定した値が含まれている証明書を申請、ならびに利用しないこと
 - (5) 証明書に含まれる情報の正確性に疑義が生じた場合は、当該疑義を解消するまで、証明書を使用しないこと
 - (6) 秘密鍵およびパスワードの機密性ならびに完全性を確保するための厳重な管理を行うこと
 - (7) 法人向け証明書の加入者は、法人向け証明書に含まれる組織が作成した、または当事者となる電子文書に署名するために使用し、かつ、本契約に従い、加入者が認める事業においてのみ証明書およびタイムスタンプサービスを使用すること
 - (8) 個人向け証明書の加入者は、個人向け証明書に含まれる個人が作成した、または当事者となる電子文書に署名するために使用し、かつ、本契約に従い、加入者個人の使途においてのみ証明書およびタイムスタンプサービスを使用すること
 - (9) 本契約第7条第1項に定める事由が生じたときは、速やかに失効を申請すること
 - (10) 秘密鍵の危険化またはその可能性があると判断した場合、速やかに失効を申請すること
 - (11) 有効期間が満了した証明書および失効された証明書を使用しないこと
 - (12) 関連法規制を遵守すること
 - (13) 当社による申込書、本サービスに関する問合せに応答すること
2. 加入者および申請代行者は、本契約に定める義務を履行することにより、当社が加入者の営業、事業または経営上の安定性、真実性、および加入者の権利義務の履行を保証したものではなく、かつ危険を引受けたものでもないことに同意する。

第6条 知的財産権の保有

加入者は、当社または証明書提供サービスに関する当社の仕入先またはライセンサーが、証明書に関する発明、考案、意匠、創作に関して発生する特許、実用新案、意匠、商標、著作権その他の知的財産権(これらを受ける権利を含むがこれらに限られない。以下、単に「知的財産権」という。)の一切を有していることを認め、これに対して何らの異議を述べないものとする。加入者は本サービスおよびタイムスタンプサービスについて、知的財産権に関し、本契約の締結によっていかなる権利をも取得するものではないものとする。

第7条 失効

1. 加入者および申請代行者は、以下のいずれかの事由が生じた場合、当社に対し該当する証明書の失効を申請しなければならない。
 - (1) 加入者が承認していない発行申請に基づき発行された証明書を発見した場合

- (2) 加入者の秘密鍵が危殆化または危殆化の可能性があることを知り得た場合
 - (3) 加入者の秘密鍵または証明書の不正使用もしくは不正使用の可能性があることを知り得た場合
 - (4) 加入者の証明書の内容に変更が生じた場合
 - (5) 加入者の証明書の内容に誤り、または事実と異なることを発見した場合
 - (6) 加入者が契約の解除を希望する場合
 - (7) CPSまたは本契約において義務違反をした場合
 - (8) 加入者の証明書がCPSに準拠していないことを知り得た場合
 - (9) 法人向け証明書については、証明書に含まれる組織単位名(OU)に第5条1項(4)に記載のOUの値が含まれていることを知り得た場合
2. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合、加入者の証明書を失効することができる。
- (1) 加入者が加入者の証明書を失効することを文書により当社に要求した場合
 - (2) 加入者が証明書要求を承認しておらず、遡及して許可を与えないことを当社に通知した場合
 - (3) 加入者の秘密鍵が、危殆化もしくは危殆化の可能性があることを合理的な証拠に基づき知り得た場合
 - (4) 加入者の証明書が誤用または不正利用されたという証拠を得た場合
 - (5) 加入者の証明書の内容が事実と異なることを合理的な証拠に基づき知り得た場合
 - (6) 加入者がCPSまたは本契約に違反し、当社がその違反の是正を求める通知を発送した後、7日間を経過した後においても、違反が是正されなかった場合
 - (7) 加入者の証明書内に含まれる情報に重大な変更があることを確認した場合
 - (8) 当社が、証明書を発行するために準拠すべき規制やCPSに準拠せずに証明書を発行した場合(ただし、これに該当する場合、当社は無償で正規の証明書申請を受け付ける。)
 - (9) CPSにより失効が必要とされた場合
 - (10) 公開鍵を基に容易に加入者秘密鍵を算出できるよう発達した手法が、実演されたまたは証明されたことを確認した場合
 - (11) CPSおよびCPSに基づく加入者または当社の義務が、当事者の合理的な管理の範囲を超える状況(コンピュータまたは通信の障害を含む)により遅延または妨げられており、その結果、証明書を信頼した当事者の情報に重大な脅威または危殆化が生じた場合
 - (12) 加入者の証明書の失効処理を行うよう裁判所または行政機関から適法かつ拘束力を有する命令を受けた場合
 - (13) 当社が認証業務を終了する場合
 - (14) 加入者の証明書の技術的コンテンツまたはフォーマットが、アプリケーションソフトウェアベンダ、信頼当事者、その他の者に対して許容できないリスクを含んでいる場合
 - (15) 加入者が、当社所定の証明書の料金を支払わない場合
 - (16) 個人向け証明書の場合、加入者の死亡を合理的な証拠に基づき知り得た場合
 - (17) 法人向け証明書については、証明書に含まれる組織単位名(OU)に第5条1項(4)に記載の値が含まれていることを合理的な証拠に基づき知り得た場合

- (18) 第14条に基づき当社が本契約を解除した場合
- (19) 当社の認証局の秘密鍵が危険化もしくは危険化の可能性があることを知り得た場合
- (20) 本契約第23条に該当する場合

3. 前項の規程に基づく失効と同時に、加入者は該当の証明書を使用する権利を失うものとする。

第8条 暗号化方法、保全義務

加入者は以下の各号を承認し、合意するものとする。

- (1) 当社は、証明書およびタイムスタンプサービスに関する使用される暗号化方法に関して一切の責任を負わないこと
- (2) HSMタイプを利用する加入者は、証明書記載の公開鍵と対をなす秘密鍵をHSMにて生成し、管理・保全を自己の責任において行うこと
- (3) 加入者または申請代行者は、秘密鍵が漏洩したときは、直ちにその旨当社に通知しなければならないこと

第9条 保証の制限

- 1. CPSに明文の規定がある場合を除き、証明書またはこれに関する当社が提供する一切の役務に関し、当社は、明示か默示かを問わず、他の権利を侵害しないこと、商品性または特定目的への適合性を含む事項等の、一切の表明および保証を行わない。また加入者は本サービスおよびタイムスタンプサービスを、現状有姿で利用することに同意し、ならびに自己のみの判断で、かつその責任において利用するものとする。
- 2. 当社は、明示か默示かを問わず以下の事項を保証しないものとする。
 - (1) 本サービスおよびタイムスタンプサービスが中断しないこと
 - (2) 本サービスおよびタイムスタンプサービスが欠陥なく提供されること
 - (3) タイムスタンプサービスを用いて電子文書に付されたタイムスタンプが将来に渡り有効に機能すること、および／または、将来に渡りその有効性を検証できること

第10条 利用停止

- 1. 加入者は、以下のいずれかの事情がある場合には、本サービスの全部または一部を当社において利用停止にすることあることを予め了解するものとする。
 - (1) システムメインテナンスの実施をする目的で、本ウェブサイト上において掲載することによりまたは加入者もしくは申請代行者が登録した電子メールアドレス宛に電子メールを送付することによって、事前に停止期間を通知した場合
 - (2) 本サービスの機能に障害が発生するまたは発生した可能性があり、直ちに原因究明および修復を行う必要があると当社が判断した場合
 - (3) 本サービスに第三者が不正アクセスをするまたは不正アクセスをした可能性があり、直ちにその対処を

行う必要があると当社が判断した場合

- (4) その他、当社が加入者または当社の権利を保護するために合理的に本サービスの停止が必要であると判断し、事前に加入者に対して本ウェブサイト上においてまたは加入者もしくは申請代行者が登録した電子メールアドレス宛に電子メールを送付することによってその旨の通知をした場合
2. 加入者は、タイムスタンプサービスについて、当社が合理的に必要であると判断した場合には、タイムスタンプサービスを当社において利用停止にすることがあることを予め了解するものとする。
3. 当社が本契約に基づき本サービスおよびタイムスタンプサービスを一定期間利用停止にすることによって、加入者に何らの損害が発生した場合といえども、当社は、その損害について一切の責任を負わないものとする。

第11条 責任と損害額の制限

- 1. 本契約に定める他の規定にかかわらず、本サービスに関して当社が負担することのある損害賠償の限度額は、加入者が本サービス利用料として支払った金額を超えないものとする。
- 2. 本契約に定める他の規定にかかわらず、タイムスタンプサービスに関して発生した損害について、当社は一切の賠償をする責任がないものとする。
- 3. 当社は、加入者または証明書およびタイムスタンプサービスの全部もしくは一部を信頼し、または利用した信頼当事者(発行された証明書の有効性またはタイムスタンプサービスの利用結果を信頼した者)に対し、一切の間接損害、特別損害、懲罰的損害、付随的損害または派生的損害について、たとえそれらが予見可能であったとしても、何らの責も負わない。

第12条 補償および免責

- 1. 加入者は、以下のいずれか一に該当し、これに起因して信頼当事者その他の第三者に対して損害を被らせたときは、自らの費用負担と責任においてかかる損害を賠償し、当社およびその役員、従業員、代理人および関係会社(以下、これらを総称して「当社関係者」という。)を、かかる第三者が被った損害に関する訴訟、請求等に起因する一切の損害(弁護士費用を含む)から免責するとともに、当社関係者に対し、一切の迷惑をかけないことを確約するものとする。
 - (1) 本契約またはCPSに違反して、証明書およびタイムスタンプサービスを利用し、または信頼当事者の閲覧に供した場合
 - (2) 証明書を偽造、変造、改竄または改変した場合
 - (3) 加入者が本契約第5条第1項第(1)に違反していた場合
 - (4) 加入者の秘密鍵の管理が不備であった場合
 - (5) 加入者の事業活動およびこれに関連して証明書およびタイムスタンプサービスを利用または信頼したこと
 - (6) 加入者が提供する電子文書が原因となって第三者の知的所有権侵害、名誉毀損、その他の第三者の

権利侵害が発生した場合

- (7) タイムスタンプサービスの利用に起因して、信頼当事者その他の第三者に対して損害を被らせた場合
2. 前項各号のいずれかに該当し、加入者が当社関係者に損害を与えた場合には、加入者は自らの費用と責任で、かかる損害を賠償するものとする。

第13条 契約の終了

本契約は、発効したときから性質上当然に本契約失効後も有効に存続する条項を除き、以下のいずれかの場合に効力を失うものとする。

- (1) 証明書の有効期間が満了した場合(ただし、複数の証明書を発行している場合、そのいずれかの証明書の有効期間が満了したときは、当該証明書に関する限りにおいて本契約は効力を失うものとする。)
- (2) 加入者による本契約に定める加入者の義務の不履行その他の理由により本契約が解除された場合
- (3) 証明書に含まれる情報の一つにでも変更があった場合
- (4) 加入者または申請代行者から、本契約の終了意思および終了の時期を記載または記入した当社所定の方法による通知があった場合
- (5) 証明書が失効された場合(ただし、複数の証明書を発行している場合、そのいずれかの証明書が第7条に基づき失効したときは、当該証明書に関する限りにおいて本契約は効力を失うものとする。)
- (6) 加入者が証明書発行を拒絶する通知を受領した場合

第14条 契約の解除

当社は、加入者に以下のいずれかの事由が生じた場合には、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。なお、この場合でも、当社は既に支払を受けた代金を返金しないものとする。

- (1) 本契約またはCPSに違反した場合
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) その資産の一部または全部に対して差押え、仮差押え、仮処分または競売の申立を受けた場合
- (4) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他のこれに類似する法的整理手続開始の申立があった場合
- (5) 解散の決議を行なった場合は解散命令を受けた場合
- (6) 本契約第23条に該当する場合

第15条 認証情報

加入者が当社から、当社の証明書を受領するための認証情報を受領した場合には、加入者は当該認証情報を秘密情報として取り扱い、第三者に開示または漏洩してはならない。なお、法人向け証明書においては、これらを知る必要のある従業員にのみ開示するものとする。

第16条 タイムスタンプサービスの提供

1. タイムスタンプサービスの利用可能期間は、本契約の期間とする。
2. 加入者は、タイムスタンプサービスの利用には全加入者で共通の秒間制限があり、他の加入者の利用状況によって、タイムスタンプサービスの利用を待たされる、あるいは利用できない場合があることを予め了解するものとする。
3. 加入者は、当社が提供するタイムスタンプサービスの利用に必要な情報(接続先URL、認証情報等を含むがそれらに限られない)を秘密情報として取り扱い、第三者に開示または漏洩してはならない。

第17条 譲渡

加入者は、本契約上の地位、本契約から派生する権利または義務、および証明書を譲渡することはできない。本条項に違反して譲渡しようとしても、それは無効である。当社は加入者に通知することにより、本契約上の地位、本契約から派生する権利または義務を第三者に譲渡することができるものとする。

第18条 分離可能性

本契約のいずれかの条項の全部または一部が、無効と判断された場合であっても当該条項は、本契約の他の条項の効力にいかなる影響をも与えず、本契約自体および他の条項はいずれも有効に存続するものとする。

第19条 完全合意

本契約は、本サービスおよびタイムスタンプサービスの利用に関する加入者と当社との間の完全なる合意を形成するものとし、口頭または書面を問わず、加入者と当社との間で本契約締結以前にまたは本契約締結日現在なされたすべての表明、了解、通知および了解に取って代わられ、かつそれらに優先するものとする。

第20条 準拠法、裁判管轄

本契約は、日本国の法律に従い解釈されるものとする。本契約に関連する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条 契約の変更

1. 本契約の規定とCPSの間に齟齬があった場合には、本契約の規定が優先する。
2. 当社は、その任意の判断により、加入者の事前に同意を得または通知をすることなく、本契約の内容を隨時変更することができるものとする。本契約の変更については、現行および変更後の本契約を所定の期間本ウェブサイトに公開し、加入者がその内容を確認できる措置を講ずるものとする。当社が当該変更の撤回を、本ウェブサイトを通じて周知させる措置をとらない限り、当社が別途指示したときから本契約の変更は効力を生ずるものとする。加入者もしくは申請代行者が、当該変更の発効後15日以内に、購入した証明書の失効を請求しなかった場合には、加入者は当該変更につき同意したものとみなされる。なお、当社は、加入者または申請代行者の失効請求に応じた場合であっても、証明書の料金は返金しない。

第22条 不可抗力

天災地変、戦争、内乱、裁判所の命令、労働争議その他これらに類似する事態で当社の合理的な支配を越えた事由により、当社の本契約上の義務の履行が一部または全部遅延した場合には、当社は当該遅延期間について本契約上の義務の履行を免れ、加入者または証明書の全部または一部を信頼し、または利用した第三者に対し、何らの責任も負わない。

第23条 反社会的勢力の排除

1. 加入者および申請代行者は、当社に対し、次の各号の事項を確約するものとする。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)ではないこと、または、反社会的勢力ではなかったこと
 - (2) 反社会的勢力への資金提供を行う等、密接な交際がないこと
2. 加入者および申請代行者は、自らまたは第三者を利用して当社に対し、次の各号に該当する行為を行わないことを誓約する。
 - (1) 暴力的または威迫的行為、もしくは名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為等をしないこと
 - (2) 当社の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をしないこと
3. 当社は、加入者および申請代行者が第1項および第2項に違反した場合には、加入者に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。
4. 第3項により本契約が解除された加入者は、同項により生じる損害について当社に対して一切の損害賠償請求を行わないものとする。

第24条 通知

加入者もしくは申請代行者から当社宛のすべての通知は当社所定の方法により通知がなされるものとする。なお、書面による通知の場合は、以下の住所宛に郵送され当社が受領した場合に到達したものとみなす。

宛先:〒060-0807 札幌市北区北7条西1丁目1番地2 SE札幌ビル13F

サイバートラスト株式会社 iTrustサポートデスク

第25条 存続条項

本契約第5条(加入者の役割および義務)、第6条(知的財産権の保有)、第9条(保証の制限)、第11条(責任と損害額の制限)、第12条(補償および免責)、第17条(譲渡)、第20条(準拠法、裁判管轄)、第22条(不可抗力)および第23条(反社会的勢力の排除)の規定は、本契約終了後も有効とする。

[以下余白]